5　この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十八条の三第二項の認可を受け、又は同項ただし書の規定により届け出ている接続約款は、新電気通信事業法第三十八条の四第二項の規定により届け出た接続約款とみなす。

6　この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十八条の三第二項の規定による認可の申請は、新電気通信事業法第三十八条の四第二項の規定によりした届出とみなす。

7　この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十八条の三第二項の規定により認可を受け、若しくは同項ただし書の規定により届け出た接続約款により締結している協定又は同条第五項の規定により届け出ている協定は、新電気通信事業法第三十八条の四第一項の規定により届け出た協定とみなす。

8　この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十九条の三第一項の認可を受けている協定は、新電気通信事業法第三十九条の三第一項の規定が適用される協定にあっては同項の認可を受けた協定と、同条第五項の規定が適用される協定にあっては同項の規定により届け出た協定とみなす。

9　この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十九条の三第一項の規定による協定の認可の申請は、新電気通信事業法第三十九条の三第一項の規定が適用される協定にあっては同項の規定によりした認可の申請と、同条第五項の規定が適用される協定にあっては同項の規定によりした届出とみなす。

10　この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十九条の三第二項の認可を受けている契約は、新電気通信事業法第三十九条の五第一項の規定により届け出た契約とみなす。

11　この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十九条の三第二項の規定による認可の申請は、新電気通信事業法第三十九条の五第一項の規定による届出とみなす。

12　この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十九条の三第四項の規定により届け出ている協定は、新電気通信事業法第三十九条の三第五項の規定により届け出た協定とみなす。

13　この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十九条の四第一項の申立ては、共用に関するものにあっては新電気通信事業法第三十九条の四第一項の申立てと、約款外役務（旧電気通信事業法第三十九条の三第二項に規定する約款外役務をいう。次項において同じ。）に関するものにあっては新電気通信事業法第三十九条の六において準用する新電気通信事業法第三十九条の四第一項の申立てとみなす。

14　この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十九条の四第二項の裁定の申請は、共用に関するものにあっては新電気通信事業法第三十九条の四第二項において準用する新電気通信事業法第三十九条第四項の裁定の申請と、約款外役務に関するものにあっては新電気通信事業法第三十九条の六において準用する新電気通信事業法第三十九条第四項の裁定の申請とみなす。

15　この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第六十八条第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日に新電気通信事業法第六十八条第一項の指定を受けたものとみなす。

16　前各項に規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧電気通信事業法の規定によってした処分、手続その他の行為は、新電気通信事業法中にこれに相当する規定があるときは、新電気通信事業法の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律による改正後の規定の実施状況、インターネットその他の高度情報通信ネットワークに係る技術及びその利用の動向その他内外の社会経済情勢の変化等を勘案し、並びに国際的な電気通信事業の円滑な遂行及び我が国の電気通信技術の国際競争力の向上に配意し、通信と放送に係る事業の区分を含む電気通信に係る制度の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第七条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の五の四の次に次の一号を加える。

十三の五の五　電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員

第一条第十九号の十二の次に次の一号を加える。

十九の十三　電気通信事業紛争処理委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「国地方係争処理委員会の常勤の委員」を「国地方係争処理委員会の電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第八条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款　国地方係争処理委員会（第十九条）」を「第四款　国地方係争処理委員会（第十九条）
第五款　電波監理審議会（第二十条）
第六款　独立行政法人評価委員会（第二十条の二）」を「第五款　国地方係争処理委員会（第十九条）
第六款　電気通信事業紛争処理委員会（第十九条の二）
第七款　独立行政法人評価委員会（第二十条の二）」に改める。

第八条第二項中「国地方係争処理委員会」を「国地方係争処理委員会
電気通信事業紛争処理委員会」に改める。

第三章第二節中第六款を第七款とし、第五款を第六款とし、第四款の次に次の一款を加える。

第五款　電気通信事業紛争処理委員会

（所掌事務）

第十九条の二　電気通信事業紛争処理委員会については、電気通信事業法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

総務大臣　片山虎之助
内閣総理大臣　小泉純一郎

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成十三年六月二十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

法律第六十三号

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和二十八年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和三十年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成八年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにするものである。

ここに、ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、この法律を制定する。

（趣旨）

第一条　この法律は、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復等について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、「ハンセン病療養所入所者等」とは、らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所（廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。）その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（以下「国立ハンセン病療養所等」という。）に入所していた者であって、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において生存しているものをいう。

（補償金の支給）

第三条　国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給する。

（請求の期限）

第四条　補償金の支給の請求は、施行日から起算して五年以内に行わなければならない。

2　前項の期間内に補償金の支給の請求をしなかった者には、補償金を支給しない。

（補償金の額）

第五条　補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

一　昭和三十五年十二月三十一日までに、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者　千四百万円

二　昭和三十六年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者　千二百万円

三　昭和四十年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者　千万円

四　昭和四十八年一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者　八百万円

2　前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる者であって、昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国立ハンセン病療養所等から退所していたことがあるものに支給する補償金の額は、次の表の上欄に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分及び同表の中欄に掲げる退所期間（昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国立ハンセン病療養所等から退所していた期間を合計した期間をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額を同項第一号から第三号までに掲げる額から控除した額とする。

ハンセン病療養所入所者等の区分	退所期間	額
前項第一号に掲げる者	二十四月以上百二十月未満	二百万円
	百二十月以上二百十六月未満	四百万円
前項第二号に掲げる者	二百十六月以上	六百万円
	二十四月以上百二十月未満	二百万円
前項第三号に掲げる者	百二十月以上	四百万円
	二十四月以上	二百万円

3　退所期間の計算は、退所した日の属する月の翌月から改めて入所した日の属する月の前月までの月数による。

4　昭和三十五年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間の退所期間の月数については、前項の規定により計算した退所期間の月数に二を乗じて得た月数とする。

（支払未済の補償金）

第六条　ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下「遺族」という。）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2　前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3　第一項の規定による補償金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（損害賠償等がされた場合の調整）

第七条　補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）による損害賠償その他の損害のてん補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

2　国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責めを免れる。

（譲渡等の禁止）

第八条　補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（非課税）

第九条　租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

（不正利得の徴収）

第十条　偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（名誉の回復等）

第十一条　国は、ハンセン病の患者であった者等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であった者等の意見を尊重するものとする。

（厚生労働省令への委任）

第十二条　この法律に定めるもののほか、補償金の支給の手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　坂口　力
内閣総理大臣　小泉純一郎

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十三年六月二十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

法律第六十四号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　第一種特定製品からのフロン類の回収（第九条―第二十四条）